令和4年度北海道職員の公務員倫理の確立及び保持に関する状況並びに講じた施策に係る報告

北　　海　　道

令和5年6月

本報告書は、北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号）第10条の規定に基づき、職員の公務員倫理の確立及び保持に関する状況並びに講じた施策について報告するものである。

目　　次

1　各種報告書の提出件数
（1）贈与等報告書の提出件数
（2）株取引等報告書の提出件数
（3）所得等報告書の提出件数

2　倫理監督監の承認等の状況
（1）倫理監督監の承認
（2）倫理監督監への届出

3　懲戒処分等の状況

4　倫理条例に基づく規則等の制定又は改廃の状況

5　倫理条例等の周知及び倫理感のかん養・保持等のための施策

1 各種報告書の提出件数

北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号。以下「倫理条例」という。）は、道民の疑惑や不信を招く行為の防止を図る観点から、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員（議会の議員を除く。）をいう。以下同じ。）に贈与等、株取引等及び所得等について報告することを義務付けている。

（1） 贈与等報告書の提出件数

倫理条例第13条第1項では、管理職員及び常勤の特別職職員（副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員及び教育長をいう。以下同じ。）（以下「管理職員等」という。）は、事業者等から1件につき5千円を超える金銭などの贈与等を受けたときは、四半期ごとに、贈与等報告書を任命権者に提出しなければならないこととされている。

そのうち本庁次長級以上の職員（管理職手当の支給額の算出につき、管理職手当に関する規則（昭和42年北海道人事委員会規則7-267）第3条の規定により1種の区分が適用される職の職員をいう。以下同じ。）に係る報告書の写しは、倫理条例第13条第2項の規定に基づき、人事委員会に送付され、また、贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分については、倫理条例第16条第2項の規定に基づき、閲覧に供されている。

令和4年度分の贈与等報告書の提出状況は、次表のとおりであった。

表1　贈与等報告書の提出状況

	提出件数	うち 閲覧対象	うち 本庁次長 級以上	うち 閲覧対象
金銭、物品等の供与 （団体からの記念品の受領など）	261件 （45.3%）	115件	1件 （1.4%）	0件
飲食の提供（関係団体等との意見交換会への出席など）	86件 （14.9%）	0件	52件 （75.4%）	0件
報酬（講演や刊行物への原稿執筆に対する謝金など）	229件 （39.8%）	132件	16件 （23.2%）	15件
合計	576件 （100.0%）	247件	69件 （100.0%）	15件

（2） 株取引等報告書の提出件数

倫理条例第14条第1項では、部長級の職員及び常勤の特別職職員（以下「部長級の職員等」という。）は、前年（部長級の職員等である間に限る。）において行った株券等の取得又は譲渡について、毎年、株取引等報告書を任命権者に提出しなければならないこととされており、同条第2項の規定に基づき、その写し（部長級の職員に係るものに限る。）は人事委員会に送付されている。

同条第1項の規定に基づく令和4年分の株取引等報告書の件数は、1件であった。

（3） 所得等報告書の提出件数

倫理条例第15条第1項では、前年1年間を通じて部長級の職員等であった職員は、毎年、所得等報告書（道から支給された給与以外の所得について報告するもの）を任命権者に提出しなければならないこととされており、同条第3項の規定に基づき、その写し（部長級の職員に係るものに限る。）は、人事委員会に送付されている。

同条第1項の規定に基づき提出された令和4年分の所得等報告書のうち、道から支給された給与以外の所得のある者に係る所得等報告書の件数は、3件であった。

各種報告書については、北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号。以下「倫理規則」という。）第18条第2号の規定に基づき、各任命権者において審査を行うとともに、そのうち、本庁次長級以上の職員に係る贈与等報告書については、倫理条例第17条第4号の規定に基づき、人事委員会においても審査が行われたが、道民の疑惑や不信を招くようなものはなかった。

2　倫理監督監の承認等の状況

（1） 倫理監督監の承認

倫理規則第6条第2項第8号では、職員が利害関係者と共に自己の費用を負担して遊技、ゴルフ又は旅行（公務のための旅行を除く。）を行う場合は、倫理監督監が認めたものに限ることとされている。また、倫理規則第10条では、職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督監の承認を得なければならないこととされている。

令和4年度におけるこれらの規定に基づく承認申請等はなかった。

（2） 倫理監督監への届出

倫理規則第9条では、職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合には、倫理監督監にあらかじめ届出を行うこととされている。

同条の規定に基づく令和4年度分の届出はなかった。

3　懲戒処分等の状況

任命権者は、職員が倫理条例及び倫理規則（以下「倫理条例等」という。）に違反する行為を行った場合には、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、当該職員に対し、懲戒処分をすることとしている。

令和4年度において倫理条例等違反に対して懲戒処分等が行われた事案はなかった。

4　倫理条例に基づく規則等の制定又は改廃の状況

倫理条例第12条第1項では、知事は、職員（地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する職員を除く。）の公務員倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則を定めるものとされており、また、倫理条例第12条第3項では、任命権者は、人事委員会の意見を聴いて、それぞれ職員の公務員倫理に関する規程を定めることができることとされている。

令和4年度においては、倫理条例に基づく規則等の制定又は改廃はなかった。

5　倫理条例等の周知及び倫理感のかん養・保持等のための施策

令和4年度において、倫理条例等の周知等の施策を次のとおり行った。

① 各階層別研修等において、公務員倫理についての研修を実施
新採用職員研修、新任主任級・係長級・課長補佐級・課長級研修【知事部局、各種委員会等、教育】、新任事務長・事務主任、指導主事等研修【教育】、倫理教養（全道警察署、警察学校）【警察】　等

② コンプライアンス確立月間（5月）や国家公務員倫理週間（12月）において、公務員倫理に関する職場研修（教養）を集中的に実施【知事部局、各種委員会等、教育、警察】

③ 倫理条例等の一層の理解促進を図るため、イントラネット等により継続的に情報提供【知事部局、各種委員会等、教育、警察】